

News Release

令和4年10月6日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

(株) 西原環境九州支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

(株) 西原環境九州支店 (福岡市南区横手1-12-48)

(本社: 東京都港区海岸3-20-20)

(工事)

- ・管工事、機械器具設置工事、水道施設工事、清掃施設工事-A級

(役務)

- ・建物等保守管理

(物品)

- ・薬品類 (化学工業薬品)、機械類 (測定機器)、その他

2 指名停止期間

10月7日から11月6日まで 1か月

3 指名停止理由

(株)西原環境は、愛知県豊橋市発注の下水処理施設の運転保守委託業務の現場において発生した作業員の死亡事故に関し、転落の危険があるマンホールに囲い等を設けず、労働災害防止に必要な措置を講じなかったとして、令和4年5月10日、労働安全衛生法違反の罪で豊橋区検察庁から略式起訴され、同年5月23日、豊橋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したため。

4 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第13項 (不正又は不誠実な行為) に該当する。

指名停止期間については、(短期) 1か月以上 (長期) 9か月以内の範囲内で

措置することとなるが、加算条項に該当しないため1か月とする。

5 令和3年度～令和4年度発注実績

令和3年度	3件	6,809万0,000円
令和4年度	1件	15万9,500円

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当：工事契約係 森

電話：直通72-9240（内線1361）